

愛南町
介護予防・日常生活支援総合事業
に係る説明資料

愛南町高齢者支援課

平成 29 年 1 月

目 次

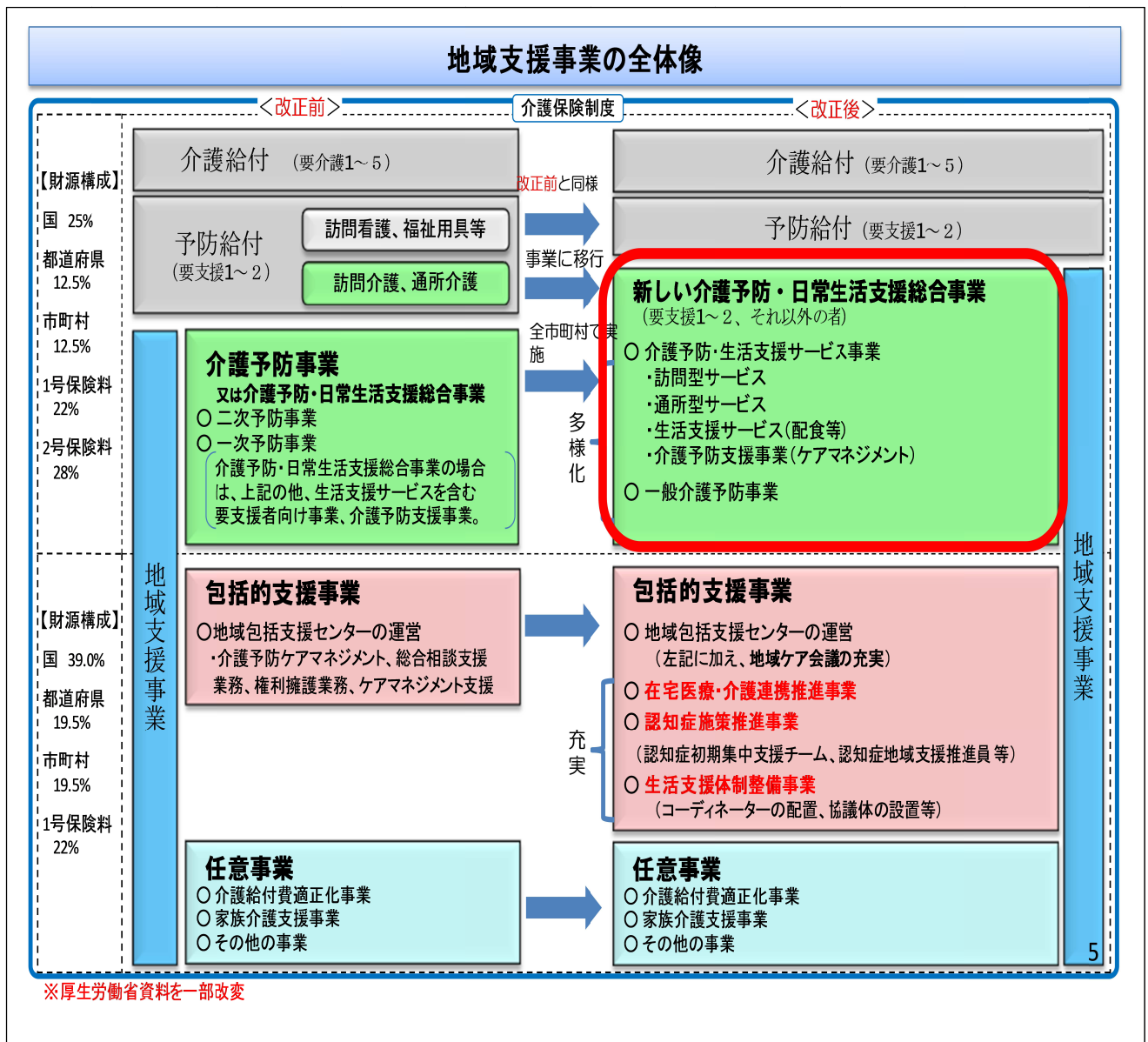
第1章	介護予防・日常生活支援総合事業について	
1	総合事業の概要（国）	1
2	総合事業の運用（国）	2
第2章	愛南町における総合事業の概要	
1	総合事業移行の考え方	3
2	愛南町の総合事業の構成、サービス内容等	3
3	総合事業の対象者	4
第3章	サービス内容について	
1	訪問型サービスの内容	5
2	通所型サービスの内容	5
3	その他留意点等	5
第4章	総合事業における介護予防ケアマネジメント	
	介護予防ケアマネジメントの内容	5
第5章	総合事業における指定申請について	
1	事業所のみなし指定	6
2	指定の手続き	7
3	指定期間	7
4	定款等の変更	7
5	申請書類様式及び申請期限	8
6	事業所指定基準	9
第6章	事業所番号について	
1	介護保険事業所番号の構成	11
2	総合事業における介護保険事業所番号の考え方	12
第7章	関係資料	
	・関係規則、要綱、申請書類参考様式等	

第1章 介護予防・日常生活支援総合事業について

※以下「介護予防・日常生活支援総合事業」を「総合事業」といいます。

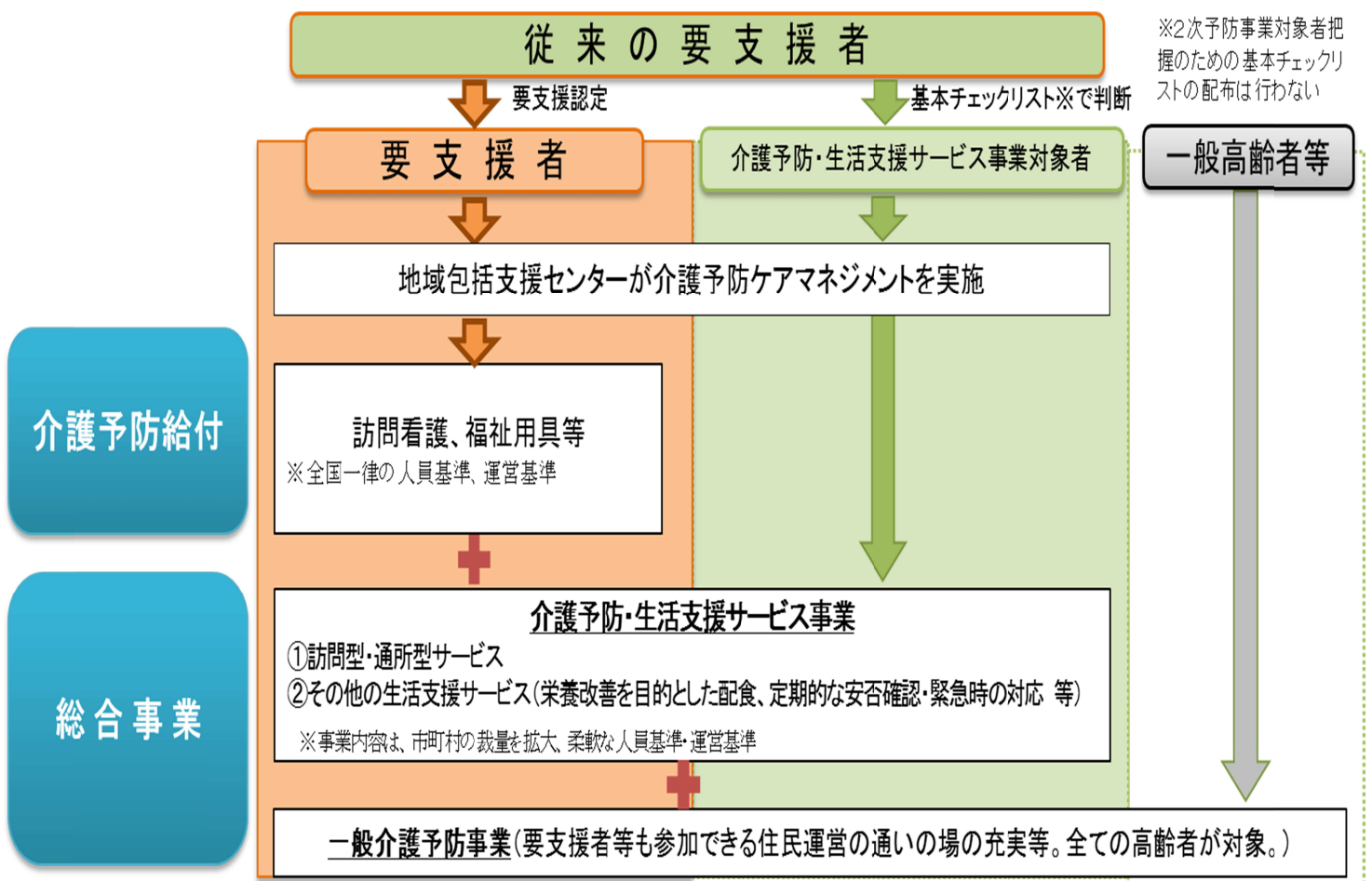
1. 総合事業の概要（国）

- 平成27年度の介護保険制度改正により、要支援者が利用する介護保険サービス（予防給付）のうち訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業「総合事業」に移行することとなった。
- 総合事業では、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。



2. 総合事業の運用（国）

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付としてサービス提供を継続する。
- 地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して、基本チェックリストで判定することによって「介護予防・生活支援サービス事業対象者」（以下「事業対象者」という。）として迅速なサービス利用を可能にする。



第2章 愛南町における総合事業の概要

1 総合事業移行の考え方

総合事業への対応について、愛南町では、現在の要支援者等が円滑に総合事業に移行できるような運用を重視していく。

事業実施時期は、平成29年4月からとなるが、要支援者については、平成29年4月から平成30年3月までの1年間で要支援認定の更新等にあわせて移行していく。

事業メニューや事業内容については、愛南町の実情に応じたサービスを提供することとし、平成29年度以降においても、第7期介護保険事業計画を策定する中で、サービス実施状況や国の動きに応じて適宜必要な見直しを行っていく。

2 愛南町の総合事業の構成、サービス内容等

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「訪問型サービス」、「通所型サービス」等と、第1号被保険者に対して介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成される。

移行時のサービス内容は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護から移行する現行相当サービスと、新たな種類のサービスから構成する（現時点では、訪問介護の基準緩和Aを設定）する。なお、その他のサービスについては検討を行いながら、事業内容の環境が整えば総合事業のサービスとして開始していくこととする。

愛南町要支援認定者の推移

○ 要支援認定者数		(各年度3月末現在)			
		24	25	26	27
高齢者数(第1号被保険者)		8,432	8,592	8,766	8,887
要支援1		185	214	236	237
要支援2		218	245	263	248
合計		403	459	499	485
要支援認定率		4.8%	5.3%	5.7%	5.5%
○ 要支援認定者 訪問介護・通所介護利用者数		(各年度3月末現在)			
		24	25	26	27
訪問介護	利用者数	130	141	150	151
	利用率	32.3%	30.7%	30.1%	31.1%
通所介護	利用者数	65	112	132	144
	利用率	16.1%	24.4%	26.5%	29.7%
※ 各年度、利用者数は3月サービス利用分(重複利用あり)					

3 総合事業の対象者

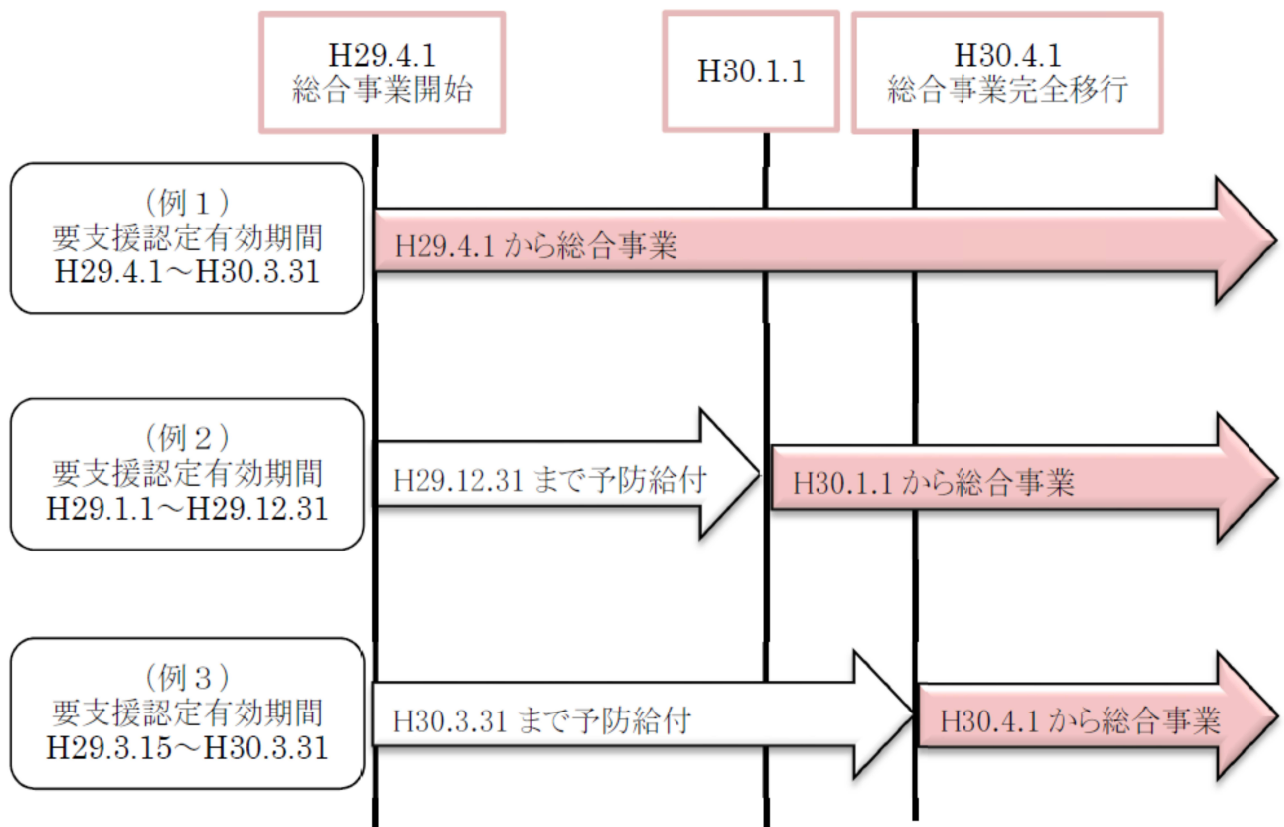
- ① 平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者）
- ② 平成29年4月1日以降に、要介護認定で非該当となり基本チェックリストに該当してサービス調整会議で対象者と判断された方

事業対象者は要支援者に相当する状態等の者であり、判定に用いる基本チェックリストの質問項目は、これまで二次予防事業の対象者を把握するために用いていたものと同じ。

【ポイント】

平成29年3月末時点で要支援認定を受けている要支援者は、その認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを提供する。平成29年4月1日以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、サービスが総合事業に変更となる。（要支援者の認定有効期間は現在、最長で1年なので、愛南町全体では平成29年4月から1年かけて移行する。）

更新の場合の総合事業への移行（例）



第3章 サービス内容について

1 訪問型サービスの内容

(別添資料1参照)

2 通所型サービスの内容

(別添資料2参照)

3 その他の留意点等

ア 新しい総合事業への移行に伴うサービスコードの変更

要支援者のうち、訪問介護又は通所介護を利用している方については、平成29年3月末以降の認定期限到来時に、順次新しい総合事業に移行する。

新しい総合事業に移行した方は、訪問介護・通所介護のサービスコード等が変更となる。

なお、認定更新等までは予防給付を受けることになるため、従前の予防給付のサービスコードを使用する。

イ 事業対象者の支給限度額

事業対象者の支給限度額は、予防給付の要支援1と同じ5,003単位とする。ただし、退院直後等必要と判断される場合は支援2と同じ10,473単位を支給限度額とすることができるものとする。

ウ 利用者負担

介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割)と同様の取扱いとなる。

また、給付における利用者負担額の軽減制度である高額介護予防サービス費や高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施する。

エ 住所地特例の利用

住所地特例者については、施設所在地である市町村で基本チェックリストの実施及び総合事業のサービス利用を行う。

第4章 総合事業における介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントの内容

(別添資料3参照)

第5章 総合事業における指定申請について

1 事業所のみなし指定

みなし指定とは・・・総合事業の移行に当たって、介護保険法上の総合事業の施行日の前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者に対して、当該施行日において、市町村及び事業者の負担軽減を図るために、総合事業による指定事業者の指定をみなす（改正法附則第13条）旨の規定により該当となる。

○ みなし指定に係る対応表

既存の指定 (平成27年3月31日)	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定(以下、「みなし指定」という)
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定

※なお、総合事業による介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施または委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。

○ みなし指定の有効期間

- ・原則平成27年4月1日から平成30年3月末日までの3年間とされる。
- ・愛南町では、原則通り平成27年4月1日から平成30年3月末日まで(3年間)

- ※ みなし指定を受けた愛南町の事業者が平成30年4月以降も事業を継続する場合には、愛南町から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。
(それまでの間に、指定の期限を迎える事業者は指定申請が必要)
- ※ 予防給付から総合事業への移行期間中である平成29年度までの間にあっては、みなし指定について「特段の申し出」をしない事業者については、総合事業と予防給付の二つの指定による効力が生じる。
- ※ 他市町とのサービス利用の関係
 - みなし指定の有効期間中：県内全市町に効力が及ぶ
 - 新規・有効期間満了後に更新：愛南町の区域の範囲内で効力が及ぶ
(他市事業所は愛南町に申請を行うことでサービス提供ができる)

2 指定の手続き

(1) 現行相当について

- ① 平成27年3月31日以前に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受け、総合事業のみなし指定を受けた事業者は、新たに指定申請を行う必要はない。のみなし指定の効力は平成30年3月31日までのため、それまでに更新手続きが必要。
- ② 平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者が移行するには、指定申請が必要。
- ③ これまでに「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けていない新規事業者は、事前相談の上、窓口にて申請。

(2) 緩和基準型（訪問型A）について

緩和基準型は、のみなし指定の対象ではないため、実施する場合は、指定申請が必要。

	のみなし指定の有無	総合事業指定申請の必要性	
		訪問型（現行相当） 通所型（現行相当）	緩和基準型 （訪問型A）
平成27年3月31日までに指定を受けた事業者	有	不要	要
平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者	無	要	要

* 他市町村の利用者がある場合は、他市町村の担当部署にお問合せください。

3 指定期間

6年

* ただし、「訪問介護」または「通所介護」の指定を受けている場合、指定有効期間の満了日を次のとおりとする予定。

- (1) のみなし指定を受けた事業者が、現行相当の指定更新を受ける場合及び緩和基準型の指定を受ける場合の指定有効期間は、「訪問介護」又は「通所介護」の指定有効期間の満了日までとする。
- (2) 平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者が、現行相当及び緩和基準型の指定を受ける場合の指定有効期間は、「訪問介護」または「通所介護」の指定有効期間の満了日までとする。

4 定款等の変更について

(1) 法人の定款等

介護予防・日常生活支援総合事業を行う旨を定款等に定める必要がある。

サービス名及び引用する条文を変更する必要があるが、その変更のみをもって変更届の提出は不要。

- 例) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 介護保険法に基づく第1号事業
- 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- 介護保険法に基づく第1号通所事業 等

《注意》介護予防・日常生活支援総合事業への移行は平成30年3月31日までに漸次行われるので、完全に移行するまで「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」も必要。

(2) 運営規程・重要事項説明書 等

サービス名及び引用する条文を追加する必要があるが、その変更のみをもって変更届の提出は不要。利用者及びその家族へは、説明を行うこと。

5 申請書類様式及び申請期限

説明会終了後、各事業所あてメールにより関係様式を送付します。

また、平成29年初頭に、愛南町ホームページからダウンロードできるよう、準備します。

- ・ 平成29年4月1日指定の申請 … 平成29年2月6日(月)まで
- ・ 平成29年5月1日以降の指定の申請 … 30 営業日前まで
(例：平成29年5月1日指定希望の場合 平成29年3月17日(金)まで)

※ 新規申請の場合には、事前に相談してください。

- ・ 平成29年5月1日以降の指定の申請
… 事業開始予定の前々月の1日までに申出・相談をお願いします。

6 事業所指定基準について

訪問型サービス 事業所指定基準

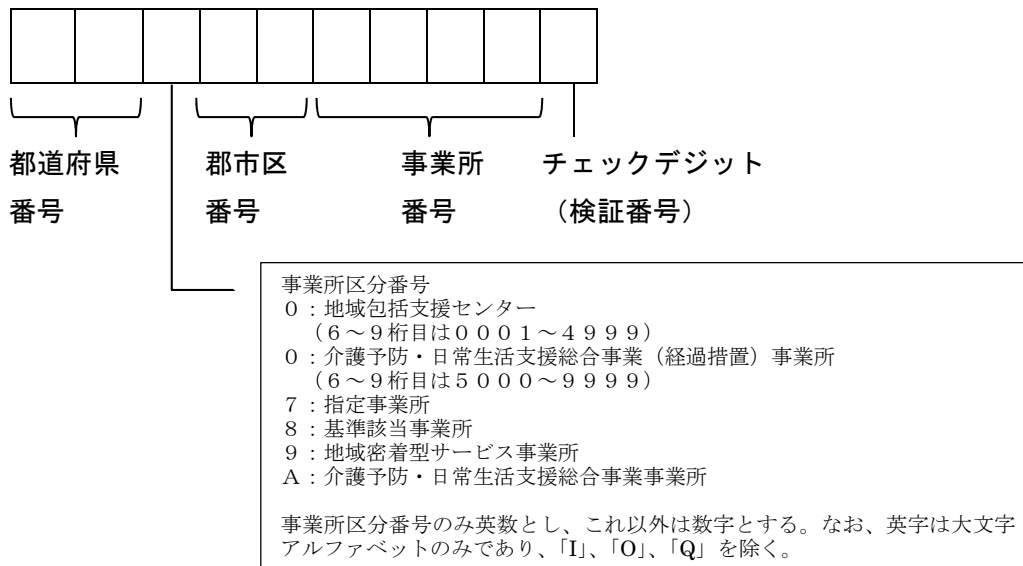
項目	現行の介護予防訪問介護相当	介護予防訪問介護（基準緩和型A）	
サービス種類名	国基準訪問型サービス	基準緩和訪問型サービス	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員による生活援助のみ	
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・既にサービスを利用し、サービスの利用の継続が必要なケース ・以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース （例）・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助のみのサービスが必要なケース 	
実施方法	事業所指定	事業所指定	
基準	基準・人員・設備	（予防給付の基準を基本） <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・訪問介護員等常勤換算2.5人以上 ・サービス提供責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・従事者1人以上 ・サービス提供責任者
	運営	（予防給付の基準を基本） <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等 （現行の基準と同様） ※記録の保存期間：5年	（予防給付の基準を基本） <ul style="list-style-type: none"> ・サービスは、調理・洗濯・掃除等の家事に限定 ※記録の保存期間：5年
サービス提供者	訪問介護員（訪問介護事業者）	町長が定める研修を修了した者等	
サービスコード	<ul style="list-style-type: none"> ・A1（みなし事業者） ・A2（新規登録事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・A2（新規登録事業者） 	

通所型サービス 事業所指定基準

項 目	現行の介護予防通所介護相当	
サービス種類名	国基準通所型サービス	
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様（入浴、機能訓練等）	
対象者とサービス提供の考え方	<p>要支援者、事業対象者で、下記の要件のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方、もしくは、障害高齢者の日常生活自立度A以上の方 ・生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要</p>	
実施方法	事業所指定	
基準	基準・人員・設備	<p>（予防給付の基準を基本）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者：常勤・専従1以上※ ・生活相談員：専従1以上 ・看護職員：専従1以上、 ・介護職員：～15人 専従1以上、15人～利用者1人に専従0.2以上、 ・機能訓練指導員1以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	運営	<p>（予防給付の基準を基本）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等 <p>（現行の基準と同様）</p> <p>※記録の保存期間：5年</p>
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	
サービスコード	<ul style="list-style-type: none"> ・A5（みなし事業者） ・A6（新規登録事業者） 	

第6章 事業所番号について

1 介護保険事業所番号の構成



チェックデジットの考え方 (モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式)

都道府県番号から事業所番号の9桁を使用して、モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式を独自に拡張した方式により設定される。

モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式

チェックデジットは、モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式を独自に拡張したものとする。具体的には英字は数字に読み替え、A=10、B=11、C=12、・・・、Z=32とし、チェックデジットを除いた部分の右端桁から、交互に2121の繰り返しで重みを付け各桁の積を加算する。積が2桁になる場合は独立の桁の数字に扱う。その和を10で割り、余りを10から引いた残りをチェックデジットとする。

計算例) チェックデジットを除いた9桁を「11A223267」とした場合

1	1	A	2	2	3	2	6	7
×	×	×	×	×	×	×	×	×
2	1	2	1	2	1	2	1	2

$$\underline{2 + 1 + (2 + 0) + 2 + 4 + 3 + 4 + 6 + (1 + 4) = 29}$$

$$29 \div 10 = 2 \dots 9$$

$$10 - 9 = 1 \dots \dots \text{チェックデジット}$$

都道府県番号

愛媛県 = 38

2 総合事業における介護保険事業所番号の考え方（愛媛県）

○パターン1

みなし事業所(27年3月31日までに予防給付の訪問や通所の指定を受けている事業所)の場合

- ・ 給付及び総合事業 387〇〇△△△△□
⇒すでに受けている給付の事業所番号を使う。総合事業の新たな事業所番号は付番されない。(1つの事業所番号を持つ)

○パターン2

27年4月1日以降に新しくできた事業所が、給付及び総合事業（現行相当サービス・基準緩和サービス）の指定を同日に受けた場合

- ・ 給付及び総合事業 387〇〇△△△△□
⇒給付の事業所番号のみ付番される。(1つの事業所番号を持つ)

○パターン3

27年4月1日以降に新しくできた事業所が、給付の指定を受けた後に、総合事業（現行相当サービス・基準緩和サービス）の指定を受けた場合

- ・ 給付及び総合事業 387〇〇△△△△□
⇒先に受けた給付の事業所番号を使う。総合事業の新たな事業所番号は付番されない。(1つの事業所番号を持つ)

○パターン4

27年4月1日以降に新しくできた事業所が、総合事業のみの指定を受けた場合

- ・ 総合事業 38 A〇〇▽▽▽▽☆
⇒総合事業の事業所番号が付番される。

○パターン5

27年4月1日以降に新しくできた事業所が、総合事業（現行相当サービス・基準緩和サービス）のみの指定を受けた後に、給付の指定を受けた場合

- ・ 総合事業 38 A〇〇▽▽▽▽☆
- ・ 給付 387〇〇△△△△□
⇒先に受けた総合事業の事業所番号だけでなく、給付の新たな事業所番号が付番される。(2つの事業所番号を持つ)

※基本的には1つの事業所番号しか持たないが、事業所が給付と総合事業で別の番号の付番を求める場合は、付番しても差し支えない。

- ・ 給付 387〇〇△△△△□ ・ 総合事業 38 A〇〇▽▽▽▽☆
⇒給付と総合事業で、異なる事業所番号。(2つの事業所番号を持つ)